

名古屋港管理組合広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が保有する資産（以下「組合資産」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 組合資産への広告掲載は、本組合の新たな財源を確保し、もって名古屋港の開発発展及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイト等組合資産のうち広告の掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、ネーミングライツ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部長等 部長及び担当部長をいう。

(4) 課長等 課長、担当課長及び事務所長をいう。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 広告媒体への広告掲載は、本組合の事業に支障を及ぼさず、かつ、組合資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、その広告の内容及び表現は、高い信用性及び信頼性があるものでなければならない。

(広告掲載の対象)

第5条 広告媒体を所管する部の部長等（以下「所管部長等」という。）は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）

(6) 事実と異なるもの

(7) 虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの

(8) 責任の所在が不明確であるもの

(9) 内容が不明確であるもの

- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13) 比較広告
- (14) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの。

2 所管部長等は、広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブルに係る業種又は事業者
- (5) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (6) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種又は事業者
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）において、連鎖販売取引と規定される業種又は事業者
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったものに係る業種又は事業者
- (11) 法令等に基づく許可等を受けることなく業を行っている事業者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (13) 法令等に違反している事業者
- (14) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反している事業者
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に該当する事業者
- (17) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において同じ。）に係る事業者（暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するを含む。）
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

3 第 1 項各号に掲げる基準は、別に定める。

(広告媒体の決定及び事務の所管)

第6条 所管部長等は、所管する組合資産のうち広告媒体を定め、当該広告媒体に係る広告事業の事務を所管する。

2 所管部長等は、所管する広告媒体について、広く広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載に関する定め)

第7条 所管部長等は、広告掲載を実施しようとするときは、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めて行うものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料又は広告掲載料に係る予定価格

(4) 広告の募集方法及び選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(審査機関)

第8条 広告が広告掲載の対象となるかどうかを審査するため、名古屋港管理組合広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

2 審査委員会は、委員長及び別表に掲げる委員で組織する。

3 委員長は、総務部次長をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会において審査する広告の広告掲載に関連する事務を所掌する課長等を臨時委員に指名することができる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会は、所管部長等が広告掲載を実施するに当たり、当該広告が第5条第1項及び第2項に規定する広告掲載の対象となるかどうかについて疑義が生じた場合であつて、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 審査委員会は、委員長が議長となる。

3 審査委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、その職務を代理する者)並びに委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査委員会は、その会議に広告掲載に係る組合資産を所管する課長等を出席させ、その説明又は意見を求めるものとする。

6 審査委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

政策企画部政策調整課長

政策企画部環境課長

総務部総務課長

総務部行政管理課長

港営部港営課長

建設部担当課長（管理担当）